

優良和子牛生産推進緊急支援事業の平均価格等について
(令和 7 年 1 月～3 月分 等)

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱(令和 6 年 3 月 1 8 日付け 5 農畜機第 8 2 0 6 号) 第 4 の 3 の規定に基づき、下記のとおり黒毛和種及び褐毛和種の令和 7 年 1 月～3 月販売分並びにその他の肉専用種の令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月販売分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種(北海道及び兵庫県を除く。)及びその他の肉専用種について、平均価格が発動基準価格を下回ったため、飼養管理向上の取組数に応じて、下記のとおり奨励金を交付します。

記

1 発動基準価格及び平均価格

(単位:円/頭)

品種・ブロック		発動基準価格			平均価格	奨励金 発動基準
		A	B	C		
黒毛和種	北海道	600,000	580,000	570,000	619,074	—
	東北				569,606	C
	本州関東以西・四国 (兵庫県を除く)				596,341	A
	兵庫県				1,032,267	—
	九州・沖縄				581,092	A
褐毛和種		550,000	530,000	520,000	670,700	—
その他の肉専用種		350,000	330,000	—	278,100	B

2 発動基準ごとの奨励金単価

(単位:円/頭)

品種	奨励金単価			
	発動基準	取組数 2	取組数 3	取組数 4 以上
黒毛和種	A	10,000	10,000	10,000
	B	10,000	20,000	20,000
	C	10,000	20,000	30,000
その他の肉専用種	A	10,000	10,000	—
	B	10,000	20,000	—

注 1: 黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる 6 カ月齢～12 カ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表 1 に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値 70 (平均+2 標準偏差)以上)となる都府県(今回は兵庫県が該当)はブロック別平均価格の計算から除外します。
褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。
その他の肉専用種については、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注 2: 発動基準価格及び平均価格は、消費税込みです。